

G 7 広島サミット関連動画使用要領

(目的)

第1条 G 7 広島サミットの周知・おもてなし機運醸成を目的に広島サミット県民会議が作成した関連動画（以下「動画」という。）の適正な使用のため、この要領を定める。

(権限)

第2条 動画に関する一切の権限は、広島サミット県民会議（以下「県民会議」という。）が所有する。

(使用の申請)

第3条 動画の使用を希望する者は、G 7 広島サミット関連動画使用申請書（別紙様式）を事前に E-mail で県民会議に提出するものとする。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体（公社等を含む。）が使用する場合
- (2) 県民会議構成団体が使用する場合
- (3) 県民会議構成団体に所属している企業・団体が使用する場合
- (4) 報道機関等が報道の目的で使用する場合
- (5) 著作権法で認められている私的使用の範囲に該当するとき
- (6) その他県民会議が認めた場合

※使用申請が不要な場合でも、掲載状況の使用実態がわかる資料を提出すること。

(使用期間)

第4条 使用期間は、令和5年12月31日までとする。

(使用料)

第5条 動画の使用料は、無料とする。

(費用の負担)

第6条 県民会議は、この要綱による使用許諾の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(使用上の遵守事項)

第7条 動画を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) G 7 広島サミット関連動画使用申請書に記載した使用目的及び使用内容に限って使用すること。
- (2) 動画は複製及び加工はしないこと。
- (3) 使用者は、動画の使用実態の報告等（掲載状況の写真等の提出）を行うこと。
- (4) 動画を他人へ譲渡しないこと。

(5) 使用期間終了後は、速やかに動画を削除すること。

(使用の差止め)

第8条 動画の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、県民会議は動画の使用を差し止めることができる。

- (1) 前条各号に定める事項が遵守されない場合
- (2) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (4) その他県民会議が不相当と認めた場合

(損失補償等の責任)

第9条 県民会議は、動画の使用に係る損失の補償等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和4年12月21日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月13日から施行する。